

利用にあたって

1 調査の概要

(1) 調査の目的

我が国における事業所の事業活動および企業の企業活動の実態を調査し、事業所と企業の産業、従業者規模などの基本的な構造を全国、地域別に明らかにすることを目的とする。

(2) 調査の対象

全国のすべての事業所および企業を対象とする。

(3) 調査の期日

平成13年10月1日現在において実施した。

(4) 調査の種類

この調査は、次の2種類に分けて実施した。

甲調査 ... すべての民営事業所を対象として調査した。

乙調査 ... 国、地方公共団体の事業所を調査した。

(5) 調査の方法

甲調査は、調査員が民営事業所を訪問して調査票を配布し、事業所の事業主等に記入してもらい、収集する方法等で実施した。

乙調査は、国、地方公共団体が、国、地方公共団体の事業所に調査票を送付し、事業所の事業主等に記入してもらい、回収する方法で実施した。

(6) 調査区

調査は、平成13年3月1日現在で設定した事業所・企業統計調査調査区（高松市では817調査区）ごとに行った。

2 調査の対象

調査期日現在、我が国に所在するすべての事業所を対象とした。

(1) 事業所とは

事業所とは、経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

経済活動が単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。

物の生産、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

なお、13年調査より、当該事業所に所属する従業者が1人もいなく、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所も当該事業所として

(2) 企業とは

この調査でいう企業とは、民営事業所のうち、経営組織が株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社のものを指す。

(3) 事業所のとらえ方

事業所は、「場所ごと」に、「経営者ごと」に区切ってとらえた。

同一経営者が異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれ異なる場所ごとに、また、同一区画で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者ごとに別の事業所とした。

(4) 調査対象外の事業所

個人で農業、林業、漁業のみを行っている、いわゆる農林漁家。

個人の家庭で雇用されて家事労働に従事する人などの家事サービス業。

大使館、領事館など外国公務に従事する事業所。

駅の改札口内、劇場内、運動競技場内、有料道路内など、料金を支払って出入りする有料施設の中にある事業所（ただし、公園、遊園地、テーマパーク内にある別経営の事業所については調査の対象とする。）

家事労働のかたわら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人の世帯。

休業中や季節的に営業する事業所で、調査期日現在専従の従業員がいない場合。

3 用語の解説

この調査およびこの統計書において、調査項目または集計単位として使用した用語の解説は、以下のとおりである。

(1) 経営組織

民 営 ... 国及び地方公共団体等の事業所を除く事業所をいう。

個人経営 ... 個人が事業を営んでいる場合をいう。法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含めた。

法 人 ... 法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

会 社 ... 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国において設立された法人の支店、営業所などで、商法の規定により日本にその事務所などを登記したものをいう。なお、外国人の経営する会社や外国の資本が経営に参加しているいわゆる外資系の会社は、外国の会社とはしない。

会社以外の法人 ... 法人格を持っているもののうち、会社以外の法人をいう。

例えば社団法人、財団法人、社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人、事業協同組合、農（漁）業協同組合、労働組合（法人

格を持つもの), 共済組合, 国民健康保険組合, 信用金庫, 日本放送協会 (NHK), 各種の公団・公庫・事業団などが含まれる。

法人でない団体 ... 団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば, 後援会, 同窓会, 防犯協会, 学会, 労働組合 (法人格を持たないもの) などが含まれる。

(2) 事業所の産業分類

事業所が主に (原則として過去1年間の販売額又は収入額の多いもの) 行っている事業の種類により, 原則として, 日本標準産業分類 (平成5年10月総務庁告示第60号) によって分類したものをいう。一部の小分類項目については分割したのも小分類に含めて表章している。

(3) 従業者

従業者とは, 調査日現在, 当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。したがって, 他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。また, 当該事業所で働いている人であっても, 他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど, 当該事業所から賃金・給与 (現物給与を含む。) を支給されていない人は従業者に含まれない。

なお, 個人経営の事業所の家族従業者は, 賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

4 符号

本統計書中の符号の用法は, 次のとおりである。

「0」「0.0」 単位未満

「-」 皆無または該当数値のないもの

「 」 マイナス

「...」 不詳

「×」 事業所数が1または2の場合, 個々の申告者の秘密保護のため, 数値を秘匿したもの。秘匿した数値が前後の関係から算出される場合には, 事業所数が3以上であっても秘匿した箇所がある。

5 その他

(1) 百分率の小数点第2位以下は, 四捨五入した。

(2) 平成13年の調査区設定替えのため, 平成11年と平成13年では, 一部の統計区で境界が一致していない。